



海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

海老名市長

内野



海老名市規則第27号

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び海
老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一
部を改正する規則

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「昭和22年法律67号」を「昭和22年法律第67号」に改め
る。

別表第2第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正
)

第2条 海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和
2年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



市営住宅入居者の公募について

海老名市市営住宅条例（平成 9 年条例第 24 号）第 4 条第 3 項に規定する、公募にかかる事項については次のとおりとする。

令和 8 年 6 月 1 日

海老名市長 内 野



1 公募する市営住宅の供給場所

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 上河内住宅 | 海老名市上河内 240 番地の 2 |
| (2) 上河内住宅 | 海老名市上河内 240 番地の 2 |
| (3) 上河内住宅 | 海老名市上河内 240 番地の 2 |
| (4) 上河内住宅 | 海老名市上河内 240 番地の 2 |
| (5) 国分北三丁目住宅 | 海老名市国分北三丁目 2 番 15 号 |
| (6) 国分北三丁目住宅 | 海老名市国分北三丁目 2 番 15 号 |
| (7) プランドールかしわ台 | 海老名市柏ヶ谷四丁目 2 番 12 号 |

2 規格・募集戸数・家賃

| 住宅名 | 募集戸数 | 部屋番号 | 住戸間取 | 家賃 | 住戸タイプ |
|-----------------------------|------|------|------|----------------|---------|
| (1)上河内住宅 (構造：耐火構造) | 1戸 | 106 | 2DK | 25,300～49,700円 | 障がい者世帯用 |
| (2)上河内住宅 (構造：耐火構造) | 1戸 | 202 | 2DK | 25,300～49,700円 | その他世帯用 |
| (3)上河内住宅 (構造：耐火構造) | 1戸 | 206 | 2DK | 25,300～49,700円 | その他世帯用 |
| (4)上河内住宅 (構造：耐火構造) | 1戸 | 302 | 2DK | 25,300～49,700円 | その他世帯用 |
| (5)国分北三丁目住宅 (構造：中層耐火構造) | 1戸 | A401 | 3DK | 27,900～54,800円 | 子育て世帯用 |
| (6)国分北三丁目住宅 (構造：中層耐火構造) | 1戸 | B303 | 3DK | 28,000～55,000円 | 子育て世帯用 |
| (7)プランドールかしわ台 (構造：準耐火構造) | 1戸 | 207 | 2LDK | 27,100～53,300円 | 子育て世帯用 |

※家賃の他に共益費あり。駐車場は、別途使用申込みを要する。

3 入居者資格（基準日：令和8年6月30日）

(1) 共通要件 次のすべてに該当すること。

- ① 申込者が成人であること。
- ② 夫婦（婚約者及び内縁関係にある者を含む）または親子を主体とした家族であること。
※海老名市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方も申し込み可能。市内在勤で市外から転入される方は要相談。
- ③ 申込者が、申込みをした日において継続して1年以上海老名市に在住または在勤していること。
- ④ 世帯全員の収入合計額が収入基準（控除後の月収額が15万8千円、裁量階層世帯は21万4千円）以下であること。
- ⑤ 申込者及び同居しようとする者に市税等（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）及び現在入居家賃等の滞納がないこと。
- ⑥ 申込者及び同居しようとする者に住宅等の不動産がなく、現在住宅に困窮している理由があること。
- ⑦ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ⑧ 他の入居者と円満な共同生活ができ、海老名市市営住宅条例を遵守できること。

(2) 個別要件

① 子育て世帯用住戸

高校生以下の子どもがいて満50歳未満の親がいる世帯

② その他世帯用住戸

特になし

③ 障がい者世帯用住戸

以下のいずれかに該当する方がいる世帯であること。なお、単身での申込みも可。

ア 身体障がい者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方

イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障がいのある方

ウ 療育手帳等の交付を受け、A1、A2、B1、B2のいずれかの障がいのある方

エ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方

オ 厚生労働大臣の認定を受けた、原子爆弾被爆者

4 募集区分

申込み住戸タイプに応じ世帯の扱いは以下のとおり。

| 住戸タイプ | 世帯区分 |
|-----------|-------|
| 子育て世帯用住戸 | 子育て世帯 |
| その他世帯用住戸 | その他世帯 |
| 障がい者世帯用住戸 | その他世帯 |

5 入居期間

- (1) 子育て世帯：5年間（ただし、更新条件を満たしている場合は更新が可能）
※更新の期間は、①5年間 ②末子が高校を卒業する年の3月31日までの短い方とする。
- (2) その他世帯：5年間（ただし、更新条件を満たしている場合は更新が可能）

6 更新条件

- (1) 収入が公営住宅法で定められた収入基準以下であること。
- (2) 市税等（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）及び市営住宅家賃の滞納がないこと。
- (3) 他の入居者と円滑な共同生活ができ、海老名市市営住宅条例を順守していること。
- (4) 入居者に暴力団員がいないこと。
- (5) 同居している親族がいること。
- (6) 子育て世帯は、高校生以下の子と同居している保護者がいること。

7 申込み方法

市営住宅入居申込書及び必要書類を持参すること。

受付期間 令和8年6月15日（月）から同月30日（火）（土曜、日曜を除く。）

8時30分から12時まで、13時から17時まで受付（但し、30日については12時まで）

受付場所 海老名市役所4階 住宅まちづくり課

※入居者が決まらない住戸がある場合は、令和8年11月20日（金）まで受付期間を延長し、先着順による再募集を実施する。

8 選考方法

書類審査後、実態調査を行い、申込多数の場合は公開抽選で決定する。（抽選当選率の優遇制度有り。）

9 公開抽選

令和8年7月24日（金）実施予定

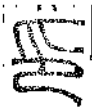
※抽選対象者には、事前に抽選会の案内通知を発送する。

10 入居開始日

令和8年9月1日（火）予定

※ただし、一部住戸については令和8年10月1日（木）とする。

また、先着順による再募集により入居が決定した者の入居開始日については、別途調整し、入居開始日を決定します。



海老名市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により次の者を選挙人名簿から抹消した。

1 抹消する者の数

公職選挙法第28条第4号該当者 1人

2 抹消した者の氏名、性別、生年月日及び住所

| 氏名 | 性別 | 生年月日 | 住所 |
|------------|----|------|----|
| [Redacted] | | | |

令和8年6月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



※ 詳細は、掲示場で確認してください。



海老名市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,334人である。

令和8年6月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次未





海老名市選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,894人である。

令和8年6月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



用

海老名市選挙管理委員会告示第30号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,447人である。

令和8年6月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫

